

## 道央廃棄物処理組合会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則

(令和4年3月28日規則第2号)

道央廃棄物処理組合会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則（令和2年3月26日規則第1号）の全部を改正する。

道央廃棄物処理組合会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和4年2月22日条例第1号）の施行に関し、別に定めるもののほか必要な事項については、千歳市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則（令和2年3月26日規則第21号）の規定を準用する。

### 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。